

別表第1（第4条、第5条、第10条、第11条関係）

種類	種目	対象者	性能等	基準額等 (円)	耐用年数 (年)
介護・訓練支援用具	特殊寝台	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で学齢児以上の者 2 寝たきりの状態にある難病患者等	腕、脚等の訓練のできる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
	特殊マット	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上知的障害 A で 3 歳以上の者 2 寝たきりの状態にある難病患者等	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5
	エアマット	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（常時介護を要する者に限る。）で、自力で体位変換ができない原則 3 歳以上の者。特殊マットとの併給は不可	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	80,000	5
	特殊尿器	1 下肢又は体幹機能障害 1 級（常時介護を要する者に限る。）で学齢児以上の者 2 自力で排尿できない難病患者等	尿が自動的に吸引されるもので対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で 3 歳以上の者	対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400	5
	体位変換器	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）で学齢児以上の者 2 寝たきりの状態にある難病患者等	介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5
	移動用リフト	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で 3 歳以上の者 2 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000	4

	訓練いす (障害児のみ)	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童で、3 歳以上の者	原則として附属のテーブルを付けるものとする。	33,100	5
	訓練用ベッド	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で学齢児以上の者 2 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの	159,200	8
	入浴補助用具	1 下肢又は体幹機能障害者（入浴に介助を要する者に限る。）で、3 歳以上の者 2 入浴に介助を要する難病患者等	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものは除く。	90,000	8
	便器	1 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で学齢児以上の者 2 常時介護を要する難病患者等	対象者が容易に使用し得るもの。（手すりを付けることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	4,450 (手すりを付けた場合は、5,400 円)	8
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能障害、下肢若しくは体幹の機能障害又は運動機能障害（移動）を有する 3 歳以上の者	T 字状・棒状のもの	3,000	3
	移動・移乗支援用具	1 平衡機能障害又は下肢若しくは体幹の機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする 3 歳以上の者 2 下肢が不自由な難病患者等	対象者の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となる手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	60,000	8

頭部保護帽	平衡機能障害若しくは下肢若しくは体幹の機能障害を有する者、運動機能障害（移動）を有する者、精神障害者保健福祉手帳の程度が２級以上の者又は知的障害Ａの者（発作等により頻繁に転倒する者に限る。）	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	15,200	3
特殊便器	1 上肢障害２級以上で、学齢児以上の者 2 上肢機能に障害のある難病患者等	足踏みペダル等で温水温風を出し得るもの及び対象者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
火災警報器	障害等級２級以上又は知的障害Ａの者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500	8
自動消火器	障害等級２級以上の者、知的障害Ａの者又は難病患者等。 ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及び難病患者等のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る。	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700	8
電磁調理器	視覚障害２級以上（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）又は１８歳以上の知的障害Ａの者	対象者が容易に使用し得るもの	41,000	6
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上で学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	7,000	10

	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害２級以上の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者に限る。）	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400	10
在宅療養費 支 援 用 具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜かん流法（CAPD）による透析療法を行う３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5
	ネブライザー （吸入器）	1 呼吸器機能障害３級以上又は肢体不自由２級以上の者及び同程度の身体障害を有し、医師の意見書等により必要と認められる者 2 呼吸器機能に障害のある難病患者等	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	36,000	5
	電気式たん 吸引器	1 呼吸器機能障害３級以上又は肢体不自由２級以上の者及び同程度の身体障害を有し、医師の意見書等により必要と認められる者 2 呼吸器機能に障害のある難病患者等	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	56,400	5
	正弦波イン バーター 発電機	次の要件を全て満たす者 1 呼吸器機能障害３級以上若しくは同程度の身体障害を有する者又は呼吸器機能に障害のある難病患者等 2 在宅で人工呼吸器、電気式たん吸引器又はネブライザー（吸入器）を日常的に使用していることを認める医師意見書を有する者（本町で用具の支給を受けている者は、意見書不要）	ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	100,000	10
	ポータブル 電源 （蓄電池）		蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置又は使用する医療機器に使用可能な予備バッテリー等で、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	100,000	6
	DC/AC イン バーター		自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に変換する装置で、対象者又	100,000	6

			は介護者が容易に使用し得るもの		
	酸素ボンベ 運搬車	医療保険による在宅酸素療法を行う者	対象者が容易に使用し得るもの	17,000	10
	音声式体温計	視覚障害２級以上で学齢児以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	9,000	5
	音声式体重計	視覚障害２級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）	対象者が容易に使用し得るもの	18,000	5
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な難病患者等	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者及び介助者が容易に使用し得るもの	157,500	5
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者であって、発声又は発語に著しい障害を有する学齢児以上の者	携帯式で、言葉を音声又は文書に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの	98,800	5
	情報・通信支援用具	視覚障害１級若しくは２級又は上肢機能障害１級若しくは２級で、学齢児以上の者	パーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフト（パーソナルコンピューター本体は対象外とする。）	100,000	6
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者（視覚障害２級以上かつ聴覚障害２級の者をいう。）であって必要と認められる者	文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500	6
	点字器 (点筆を含む。)	視覚障害者で、点字による文書作成が可能な者又は特別支援学校等において、これから習得しようとする者	対象者が容易に使用し得るもの	標準 10,400	7
				携帯用 7,200	5
	点字タイプライター	視覚障害２級以上で、就労し、若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	対象者が容易に使用し得るもの	63,100	5

視覚障害者用ポータブルレコーダー（カセットテープレコーダーを含む。）	視覚障害 2 級以上で学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚でき、又は認識でき、かつ、DAISY 方式による録音及びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000	6
			再生機 35,000	6
			テープレコーダー 23,000	5
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害 2 級以上で学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	99,800	6
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害があつて、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000	8
視覚障害者用時計	視覚障害 2 級以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	触読時計 10,300	10
			音声時計 13,300	10
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は音声機能、言語機能若しくはそしゃく機能に障害があり、発声又は発語に著しい障害を有する者であつて、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として通信装置が必要と認められる学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用し得るもの	71,000	5
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害があつて、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画像に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの	88,900	6
人工こう頭	こう頭摘出者で、音声機能障害を有する者	対象者が容易に使用し得るもの	笛式 5,000	4

				電動式 70,100	5
	人工内耳用 体外装置	聴覚障害者で人工内耳を装 用し5年が経過している者 (損害保険及び医療保険の 適用を受けられない者に限 る。)	スピーチプロセッサ等の外 部装置で対象者が容易に使 用できるもの	300,000	5
	人工内耳用 電池	聴覚障害者で人工内耳を装 用している者(人工内耳用 電池と、人工内耳用充電池 及び人工内耳用充電器との 併用は認めない。)	対象者又は介護者が容易に 使用できるもの	2,000	1 箇月
	人工内耳用 充電池			21,000	2
	人工内耳用 充電器			39,000	3
	人工内耳用 イヤモールド	人工内耳を装用している者 で、イヤモールドの使用が 必要と認められる者	対象者又は介護者が容易に 使用できるもの	9,540	—
	点字図書	主に情報の入手を点字によ っている視覚障害者で学齢 児以上の者	点字により作成された図書	価格差保障	—
	福祉電話 (貸与)	町民税非課税世帯で聴覚障 害者又は外出困難な在宅の 重度身体障害者(身体障害 者手帳2級以上の者に限 る。)であって、緊急連絡の 手段として必要性があると 認められる障害者のみの世 帯及びこれに準ずる世帯に 属する者	対象者が容易に使用し得る もの	電話権貸与	—
排 せ つ 管 理 支 援 用 具	蓄便袋	直腸機能障害者でストマを 設けている3歳以上の者	対象者又は介護者が容易に 使用し得るもの	8,600	1 箇月
	蓄尿袋	ぼうこう機能障害者でスト マを設けている3歳以上の 者	対象者又は介護者が容易に 使用し得るもの	11,300	1 箇月
	紙おむつ等(紙 おむつ、サラ シ、ガーゼ等衛 生用品)	ストマの著しい変形、皮膚 のびらん等によりストマ装 具を装着できない者、二分 脊椎によるぼうこう直腸機	対象者又は介護者が容易に 使用し得るもの	12,000	1 箇月

	洗腸装具	能障害又は先天性鎖こうによる肛門形成術を受けた者又は脳原性運動機能障害 2 級以上かつ知的障害 A で 3 歳以上の者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	17, 200	6 箇月
	収尿器	高度の排尿機能障害を有する者	対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	8, 500	1
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	1 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動障害（移動機能障害に限る。）を有する者であつて障害等級 3 級以上で学齢児以上の者 2 下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200, 000	原則 1 回限りとする。

- 難病患者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である者をいう。